

富山市納骨堂について

富山市では、多様化する墓地ニーズに対応し、市民の方が安心してご使用していただける施設として、「富山市納骨堂」を建設しました。

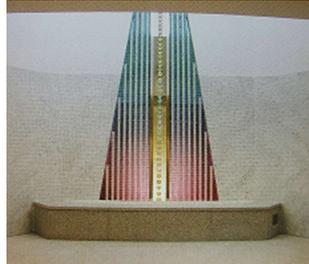
1 参拝方式等

納骨堂内には、「直接参拝壇」、「間接参拝壇」、「^{がっそうしき}合葬式収蔵施設」の3つの異なる納骨施設があります。間接参拝壇、合葬式収蔵施設の参拝者は、ガラスモニュメントのある参拝ホールで参拝できます。また、屋上にも参拝場（祈りの丘）を設けております。なお、**納骨堂ではろうそくや線香は使用できません。**

参拝壇	参拝方式	壇数等	収蔵方法	収蔵期間	参拝方式等
直接	直接参拝	447壇	骨壺	6年間	・旧来のお墓同様、参拝者が故人の納骨壇の前まで行き、個々の墓前で直接参拝する方式
間接	間接参拝	600壇	骨壺	4年間	・間接参拝壇に収蔵し、参拝ホールで参拝する方式。 (間接参拝壇のある場所での参拝はできません)
合葬式収蔵施設		10,000体	合葬式	永年	・焼骨を骨壺から出して個別に袋に収納し、他の方の焼骨と一緒に収蔵します。 ・ 合葬式収蔵施設に収蔵した焼骨の返還はできません。



直接参拝壇
(祭壇の前でのお参りが可能)



参拝ホール
(間接・合葬式のお参りの場)



間接参拝壇
(参拝室には入室できません)

2 使用形態及び使用料

区分	使用形態	直接・間接参拝使用	直接参拝使用	間接参拝使用	合葬使用	備考
直接参拝壇		6年間	6年間	—	—	・直接参拝壇は、使用期間満了前に郵便でお知らせします。 ・直接参拝壇使用期間満了になる方は、仏具等を期間満了前までにお持ち帰りください。 ・焼骨は職員がご移動します。
間接参拝壇		4年間	—	4年間	—	
合葬収蔵施設		永年	永年	永年	永年	
使用料 (全額前納制)		206,800円	184,800円	88,000円	66,000円	

- (1) 合葬使用に限り、生前に申込みをすることができます。
- (2) 直接参拝壇、間接参拝壇の収蔵期間の更新はできません。
- (3) **使用中の直接参拝壇および間接参拝壇の使用廃止を申し出た方は、既に使用した参拝壇を再度使用することはできません。**
- (4) 直接参拝壇は同時に2壇まで使用することができます。(承継による使用を除く。)
- (5) 直接参拝壇及び間接参拝壇に収蔵できる焼骨は、1壇につき1体です。
焼骨は幅27cm以下、高さ30cm以下、奥行き27cm以下の容器に納めてください。
- (6) 納骨後は、焼骨の返還を受ける場合を除き、焼骨を取り出すことはできません。
- (7) 直接参拝壇、間接参拝壇の使用期間中に、墓地を購入されたなどで納骨堂を使用しなくなった場合、納骨堂の使用を廃止することができます。その際は、焼骨を返還いたします。

3 使用者の資格

次の条件を満たす方。なお、分骨によるお申込みはできません。

(1) 現に所持している焼骨を収蔵しようとする方

- ア 申請月が1～3月の場合は、前年の1月1日現在、4月以降の場合は、その年の1月1日現在、富山市内に住所を有し、引き続き居住している方
- イ 焼骨の祭祀をつかさどる方

(2) 生前に合葬使用の承認を受けようとする方

申請月が1～3月の場合は、前年の1月1日現在、4月以降の場合は、その年の1月1日現在、富山市内に住所を有し、引き続き居住している方

4 申請から使用承認まで

参拝壇の空き状況によってはお待ちいただく場合があります。電話等で確認ください。

申請受付



必要書類をご確認のうえ、環境保全課へ直接持参してください。
(郵便や電話などでの申請はできません。)

使用料の納付



資格審査終了後、使用料の納入通知書を送付いたしますので、納入期限までに最寄りの金融機関でお支払いください。

使用承認書の交付

領収印がある『納入通知書兼領収証書』を環境保全課窓口でご提示ください。納骨堂の使用についてご説明させていただいたうえで、『富山市納骨堂使用承認書』を交付いたします。なお、納骨堂の使用開始日は、使用承認日の翌月の1日からです。

● 概要

- 名称 富山市納骨堂
- 所在地 富山市八ヶ山124番地1(新長岡墓地内)
- 開館時間 午前9時から午後4時30分まで
(お盆、お彼岸時は、午前7時から午後8時まで)
- 休館日 12月29日から翌年1月3日まで
- 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建
床面積 517.02㎡
- 交通 富山駅からタクシーで約15分

● 問合せ先

- 富山市役所 環境部 環境保全課 TEL: 076-443-2086
- 富山市納骨堂管理事務所 TEL: 076-433-1011

